

明治宮廷奥向攷

―賜りの人形を通して―

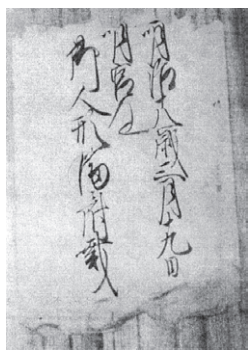
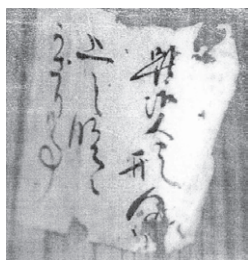
はじめに

明治時代の宮廷ということを考えるとき、「表―おもて」のことだけでなく、少しく「奥―おく」のことも考察する必要がある。「奥」とは、宮中の奥―所謂「ご内儀」「奥向き」―両陛下と皇子女、またその縁戚関係までを含めての生活空間を示すものである。そこには、皇子女の誕生から成人、婚姻、皇孫誕生とその後にいたるまでの時間的経過に伴い、様々な所縁ゆかりを持つ品々が遺されることとなる。

そこで本攷では特に、明治宮廷所縁の人形を通して、江戸末から維新期、そして明治という時代への変化によってそこに生じた「モノ」の意義など若干の考察を致してみたい。

一、「初参人形」の系譜

今から十五年ほど前の平成十年二月の或る日、日本人形



玩具学会人形玩具史研究部会で、副代表（当時、現在は代表）の小林すみ江さんより二通の墨書文書写真を示された。

宍戸忠男

この二通、各々別筆で、一通には「明治十八歳三月十九日／明宮様／御人形満〔附戴〕と記されているようである。「御人形」の下の方が読みにくいとのこと。

一瞬考えたが、これは「満」という字で、「みて」と読むのではないだろうかと答えた。が、「御人形満―おにんぎょうみて?」「雖満―ひいなみて」なら聞いたことがあるのだが。また、「明宮

様」明治十八年頃というところ、大正天皇の御幼名明宮様（はろのみや）であらうか。



またもう一通の方は、「此御人形様／上之段ニ／かざり候事」と記されている。下の方ではよろしくない、段の上の方に飾るようにと。よほど鄭重（ていじゆう）に扱

われるべきものということか。実はこの書付、横浜人形の家に所蔵される「稚児人形（ちごにんぎょう）」を収納した箱に貼られた紙の墨書で、人形の写真も添えられていた。折しも同館で展示されているとの事。早速拝見に窺う。

学芸員氏の話しでは、或る古美術商の娘さんからの寄贈とのこと。収納箱の内側に、「明治十八歳三月十九日云々」の貼紙があり、「此の御人形様云々」の書付も貼付されていた。人形本体、気品に溢れて大きさも立派。赤縮緬（ちりめん）地に白梅の枝が前も後ろも総身に刺繍された振り袖（ちりめん）（これを宮中では「お縫（ぬい）の御召し」と呼称）を着用。袴は五歳（ごさい）で着袴（ちかづこ）を済ませて以降、公家童児が日常的に着用する黒菊綴附（くきくづり）の長絹袴（きんぱんま）赤縮緬の小袖と相俟（あいま）って祝儀感に溢れ、清楚に華やかに美しい。

この、「稚児人形―初参人形」が、明治宮廷所縁の人形

を目近にした始めであり、その後幸いにして幾つかの関連遺品と出会う事ともなった。そこで以下に、「初参人形」の系譜ということを通観し、少し考察してみたい。

1、江戸時代まで

近代明治宮廷の前代、江戸時代までの御所所縁の「初参人形」を挙げてみよう。



③文政3年（1820）つねの倫宮
光格上皇より拜領、宝鏡寺蔵



①安永5年（1776）、下御霊神社蔵
後櫻町天皇より出雲路某拜領



④文政7年（1824）はやの欽宮
光格上皇より拜領、大聖寺蔵



② 光照院蔵

⑤ 仁孝天皇^{より}文政十四年（一八二二）
茂山忠三郎十二歳狂言初勤時拝領
← 茂山千五郎氏蔵



⑦ 孝明天皇^{より}文久二年（一八六二）
金剛勤之助拝領 ← 金剛 巖氏蔵



→ 孝明天皇^{より}金剛禎之助拝領
金剛 巖氏蔵

⑥ 仁孝天皇^{より}天保年間、山上某拝領
← 山上六朗氏蔵



→ 仁孝天皇^{より}文政年間、茂山正虎
在拝領、茂山千五郎氏蔵

図版を順に見ても分かるように、公家の子弟に賜る人形は江戸時代中期頃より「袴着型」を、また、皇女方には「稚児輪型」が用いられている。更に、能・狂言役者の子弟が御前初参勤仕には、公家の子弟と同様の「袴着型」を

賜るを慣わしとしていたことが、各々の伝来品の由緒から窺える。何れにしても賜るのは単体である。

「袴着型」——紅縮緬地刺繍小袖^{ちりめん}二萌葱^{もえぎ}縮緬地^{しゅめん}袴着用、

髪は童鬘^{わらわぎ}姿

「稚児輪型」——紅縮緬地刺繍又は縮珍地小袖^{こわ}二白長絹袴着用、髪は稚児輪鬘^{こわ}姿

となるのが通例である。この外、幾つかの異例のものもあるが、大方はこの姿のものを賜っている。

この両様式を併せて一对としたものが、明治時代以降の宮廷で、御初参内の皇子女皇孫殿下方に賜るようになったのである。

2、明治時代以降

この二様の系譜は明治宮廷へも引き継がれた。劃期的なことは、二様を併せて男女児一对となったことである。また、両陛下から皇子女・皇族への賜りとして、かなり限定された範囲のものとなったのである。尚、皇族間若しくは華族間の祝賀に用いる場合は、江戸時代以来の慣例として、稚児輪鬘の童児を単体で用いることが有ったようである。

明治天皇の第一皇子——稚瑞^{わかみずく}照彦^{てるひこ}尊^{のみこと}は明治六年九月十八日降誕したが同日薨。御生母権典侍葉室光子。その光子も四日後の九月廿二日逝去。第一皇女——稚高^{わかたか}依姫^{よりめ}尊^{のみこと}は明

治六年十一月十三日降誕、同日薨。御生母・典侍橋本夏子小桜典侍、糸桜典侍。夏子もその翌日に急逝したので、「初参人形」も伝存しないであろう。従って、次に紹介する物が明治時代最初の遺品となるのではないだろうか。

① 「御土人形 明治天皇第二皇女・梅宮薫子内親王 明治八年一月廿一日降誕、生母柳原愛子」 明治八年二月廿日、拝領、赤木寧子氏寄贈、東京国立博物館蔵



*小袖―紅縮緬地竹二鶴模様総繡、袴―萌葱地牡丹唐草文金襴



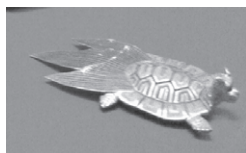
〔箱内側貼札〕



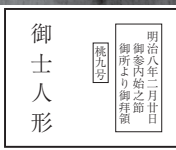
〔本体裏貼札〕



第七號



明治八年二月廿日
御初参内之節
御所より御拜領



江戸時代以来の伝統を引き、地赤の縮緬に総刺繡、袴は緞子地や繻珍地でなく牡丹唐草文の萌葱金襴地。これが、以降の定式様となった。因みに、この「御土人形」に「稚児人形」は添っていないが、初めから単体で



〔御土人形〕小袖―紅縮緬地松二鶴模様総繡、袴―萌葱地牡丹唐草文金襴



〔稚児人形〕小袖―紅縮緬地竹二鶴模様総繡、長網袴―白精好地黒菊綴附

② 「御土人形」「稚児人形」明治十年前後頃か、個人蔵

あったかどうかは不明である。恐らく元是一对だったのでないだろうかと思える。

②の一对に箱は無く、由緒等明確ではないが、作風・経年感などから、「明治初期、十年前後頃か」と推定した。この頃の皇子女を辿ってみると、第二皇子の建宮敬仁親王（明治十年九月廿三日降誕（生母権典侍柳原愛子）、明治十一年七月廿六日薨去二歳）がいらつしやる。尚、同家所蔵の他の有職雛・たて雛・道具なども一括のものと考え

えられる。中でも、たて雛の容箱の中にクシャクシャになって詰められていた一枚の反古文書（折紙）は一つの手がかりとなるであろう（下図参照）。此の文書内容から、慶應末年から明治初年頃のものとして推察される。が、紙面のこの大きなシミは何だろう。出される前に書き上げたところで何かをこぼして反古としたか、それとも岩倉洗子が一條総子から受け取った後の汚染か不明ではあるが。

＊岩倉洗子（享和元年一八〇一～明治十七年一八八四）—英照皇太后の女官として永く仕えた。

＊一條総子（文政五年一八二三～明治廿年一八八七）—従一位内

覧関白近衛忠熙息女、後に一條實良へ嫁。實良の妹美子（嘉永二年一八四九～大正三年一九一四）は、明治元年十二月廿八日、明治天皇へ入内。

此等の縁戚関係を基にこの一对の由緒を考えてみると、御形見として御祖母になる英照皇太后が戴かれ、それをお付女官の岩倉洗子が拝領したか。それとも昭憲皇太后が戴



かれ、お里の一條家へ下されたか、などと幾つかの由緒が考えられるが、まだ確定は出来ない。今後共継続して考察してゆきたい。

③「御土人形」明治天皇第三皇子明宮嘉仁親王、明治十二年八月廿一日降誕、生母柳原愛子、明治十二年九月～十月、拝領。赤木孝子氏寄贈。東京国立博物館蔵。

＊小袖—紅縮緬地松二鶴模様絨織
袴—萌葱地牡丹唐草文金襴



室表面
（四八号）
御土人形



〔蓋裏面〕

明治十八歳三月十九日
明宮様
御人形満二附戴

二位局



〔本体裏貼札〕 第八號



③箱の正面に「御土人形」と墨書されたこの「初参人形」は、明治天皇第三皇子の明宮嘉仁親王（後の大正天皇）へ下されたもの。

衣裳は紅縮緬地に松と鶴の総繡の振袖に牡丹唐草文金欄の袴着用姿。それに合わせたかの様に、博物館で雛の時期に展示されるとき、この御土人形の前には置き上げ彩色を施された鶴の造り物が添えられる。

また、右後腰に提げた印籠と巾着と根付の造物、金箔押しに置上げ彩色が小物ながら精巧な造りである。

全体、真に若々しく初々しさに溢れ、想わず「大きく丈夫に育てよ」と愛おしく想わされてしまう。

尚、この「御土人形」と次の④「稚児人形」、元は一对だったことがそれぞれの書付、貼紙墨書などから判明した（吉徳資料室、林学芸員のご教示もあって）のである。何時、如何なる事情で別々になったのか知られないが、今はそれぞれ確りした公の博物館に収蔵されている。何時の日にか元の如く「上の段に」一对相並べて飾って差し上げたい。

尚、この賜りの「初参人形」の風習はその後も大正天皇―昭和天皇と引き継がれ、戦前までの皇子女方は戴かれていたようである。

⑥の「初参人形」一对は、昭和天皇第一皇女の照宮様のご両親殿下から戴かれたもの。容箱の蓋前面中央に謹厳な

④「稚児人形」明治天皇第三皇子、明宮嘉仁親王（明治十二年八月廿一日降誕、生母柳原愛子）明治十二年九月十月、御持領、守口乃雷子氏寄贈、横浜人形の家蔵



箱七号

（表記ナシ）



〔箱内側貼札〕

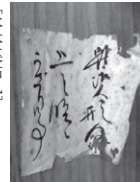
明治十八歳三月十九日
御人形満二明戴



（*本体高28・5cm）

*小袖 紅縮緬地白梅・雲亀模様総繡、
長絹袴 白精好地黒菊綴附、

〔本体裏貼札〕



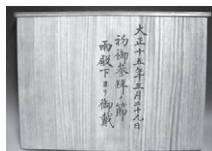
此御人形様
上之段に
かざり候事

第九號

る楷書で「袴人形」「稚児人形」と記され、明治期には「御土人形」と称されていたのが、大正の末には「袴人形」となり、それまで呼称不明だった女兒の方は「稚児人形」と称されていたのが分かって貴重である。



⑤「鶴亀人形」明治天皇第七皇女周宮房子内親王（明治廿三年一月廿八日誕、母園祥子）御初参内の節拝領、
（「浩宮さまご誕生慶祝展」（昭和35年3月8日～13日、於、日本橋三越）型録より、林氏提示）



〔蓋裏面〕
大正十五年三月二十九日
初御参拜ノ節
兩殿下ヨリ御戴

稚児人形
紅梅印
〔蓋前面〕

〔蓋裏面〕
大正十五年三月二十九日
初御参拜ノ節
兩殿下ヨリ御戴

梓人形
紅梅印
〔蓋前面〕

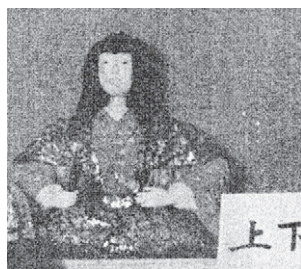
⑥「梓人形」「稚児人形」昭和天皇第一皇女照宮成子内親王（大正十四年十二月六日誕、昭和十八年十月、東久邇宮盛厚王婚嫁）大正十五年三月二十九日拝領、個人蔵

戴かれたもの。

二、「御台人形」の系譜

平成十年二月に稚児人形の書付を見せられた少し後、小林すみ江さんから再び次のような資料を見せていただいた。吉徳資料室に所蔵される「御台人形（鶴・亀）」二台の墨書類とのこと。

「鶴」「亀」は、それぞれの主題を意匠化したものとなっている。「鶴」は松と紅・白梅の作り枝に鶴の親子と亀が遊び、その傍らに波に飛鶴模様総繻の腹掛け・でんち（袖無し）を着た、「くるい（狂）人形」の童子が立ち居る情景を表している。「亀」は、岩に竹と紅・白梅の作り枝が生える蓬萊山を背に載せた霊亀が車台に乗り、総繻の腹掛け・でんち（袖有り）を着たくるいの童子人形が曳く跡。



⑦「桂人形」昭和天皇第四皇女 順宮厚子内親王（昭和六年三月七日誕生、昭和廿七年十月池田隆政婚嫁）拝領（昭和廿八年三月、降嫁後の初雛に際してカ。林氏提示）

また、この頃は完全に化学染料の時代で、紅地というより赤地の染め色がモダンに美しい。

⑦は、同じく第四皇女の順宮様が

①「亀」一居、大正天皇 明治十二年八月三十一日降誕 御幼時御料、吉徳資料室蔵



（箱蓋前貼札墨書）
明治十八年二月十九日
明宮様
御人形満余附載
昭憲皇太后 御拜領

（箱蓋前貼札墨書）
桃廿一号
御臺人形



この人形の収納されている桐箱の蓋前面には謹厳な楷書で、「御臺人形」と墨書。これは、明宮様に御祝儀として下された時、宮に仕える者の手によって記されたものであろう。

「桃廿一号」の墨書張札。こちらは、親王御殿に於ける桃の節供飾りの通し番号であらう。また蓋内側の「昭憲皇太后 御拝領」の墨書は、美子皇后が昭憲皇太后と称号された後に記されたものとなる。後からの書入れではあるが、「御拝領」と表記される方は限られた方となる。それは、「明宮様」が昭憲皇太后より御拝領になったものと考えられるであらう。

尚、張紙の墨書「明治十八歳三月十九日／明宮様／御人形満尔附戴」は、明治十八年三月の明宮様御人形満に際し戴いた御方に近侍する者が墨書して張り付けたものである。何れにしても、横浜人形の家の稚児人形の「明治十八歳／柳原家云々」と全くの同筆。「桃七号」と「桃廿一号」も同筆。一連のものとなる。

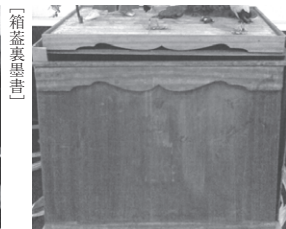
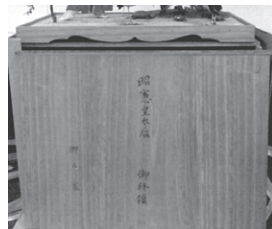
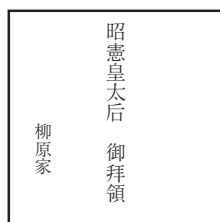
もう一居の「鶴」の方の容箱の前蓋には何の墨書・貼紙もない。その蓋裏の真中に「昭憲皇太后 御拝領」、その左端には別筆で「柳原家」と記されている。これは、この御台人形が大正天皇の御生母でいらした早蕨の典侍―柳原愛子の実家、柳原家に下された時に記されたものであろう。

② 「鶴」一居 大正天皇（明治十二年八月三十一日降誕）御幼時御料、吉徳資料室蔵



それではここであらためて、「御台人形」というものについて、史料から沿革を辿り、実際の伝存遺品などを紹介しながら、その意義などを少し考えてみたい。

幕末から維新期、更に戦前までの御所―宮廷に於いて最も多く用



いられたのは、何と申しても、約三等身に誇張した「くるい人形」——いわゆる「御所人形」である。白くふつくらとした子供の姿をかたどった体軀、赤子のあどけなさをたたえた「這いぐ」や、幼児の無邪気な顔相の座兒。また、童児のキリツとした表情をとらえた立子など。江戸時代初期、世の中の落ち着きと共に盛んとなった人形製作と愛好。中期頃までは、人形一体そのものを愛玩したり飾ったりすることが多かったが、江戸時代後期頃から、この「くるい人形」に各種作り物や「毛植え」の動物などを取り合わせて台に飾り立てて趣向を凝らしたものが御所内、また、幕府・將軍家との交際の贈答などにも用いられるようになった。

人形が、飾ること——鑑賞を目的とするために用いられるようになったことは、それまでの人形の担った用途——玩ぶ、または身代わりとして災厄を負うカタシロ的な、実用としてのもの——からすると、大きな変化であった。しかしそれは、御所の人形の持つ格調の高さからすれば、自然のことであつたかもしれない。つまり、御所の人形たちは実用ということを離れて、純粹な鑑賞のみに堪えられるほどの内面的充実と、感性の極まりが図られていたからではないだろうか。

1、江戸時代までの諸例

イ、「台在人形」——將軍家への言伝物

文化十一（一八一四）年四月、光格天皇玉算四十四の御代、京都所司代・酒井讃岐守忠進が江戸へ出（帰）府するに際し、御所より將軍家への言伝物（贈進物）が用意されたが、その決定過程を記した史料に『公武御用日記』（山科忠言自筆原本、宮内庁書陵部蔵）があり、五月一日に決定がなされている。

一、今日、関東御言傳物并讃岐守への下され物左の如し、

禁中 与里 竹千代 御人形 毛植鶴五羽 雌雄雛、松あしらひ、在莖

中宮 与里 竹千代 江手 遊 造花車、

東宮 与里 竹千代 御人形 毛植鶴、雌雄雛五羽、竹あしらひ、在莖

とある。禁中より竹千代（十一代將軍いとなり家斉世子いえち家慶後に十二代將軍）へは、人形を主としてそれに毛植の鶴五羽を取り合わせて、それらを台（桐の板に刳り型のある脚を附けたものであろう）に載せ、松の作り枝をあしらって遊ばせた「台在人形」一基を贈られることに決まった。

中宮（欣子内親王 三十六歳）よりは、造花車の手遊物。

東宮〔あやひと惠仁十五歳、後の仁孝天皇〕よりは、やはり人形

を主として、それに毛植の鶏にわとり―雌雄と雛ひな合わせて五羽

を竹にあしらい、これもやはり台在りとしたもの。

斯かよう様に、台の上に種々の作り物を取り合わせて製作された、「台在だいあり」としたのである。

御所を最も象徴的に表すものとして、この「台在人形」が將軍家への言伝ことづて―「あいさつ」の贈進物とされた。將軍若君への「言伝物」とは申しても、単なる贈り物ではない。それは御所から將軍家へという、子供を通しての大人世界の交際に伴う重要な贈答儀礼であった。人形とは言っても単なる人形ではなく、御所の格式と感性を典型的に示すものでなければならず、またそれに適なうレベルのものであったであろう。

口、「台附人形」―和宮へ春の献上物の御返し、お年玉として

かくも趣きある台に乗った人形は、幕末から明治期にかけてでも多用されている。例えば『押小路甫おしこうじふみこ日記』（宮内庁書陵部蔵）

文久四（一八六四）年正月廿九日条には、「一、

和宮様へ春の御返し、御年玉、類題（ふいだい）一はこ（中略）、御

祥（さむらひ）忘の御尋（おきね）御菓子参る、女中一統（みことなむ）見事成臺附の人形

一はこ、御年玉（おとし）上る」として、女官一同から「見事な

台附（だいづき）の人形」一箱を御年玉として和宮様に上げているこ

とが知られる。

ハ、孝明天皇抱瘡献上物

慶応二（一八六六）年十二月の孝明天皇抱瘡に際しては、多くの「台附人形」が諸臣より献上された。『山科（きやう）言成卿記』（自筆原本、宮内庁書陵部蔵）同月十九日の条に、童子二人が牛に乗ったり曳ひいたりしている場面を、「ゲス板ノ中・前等に根笹（ねざさ）・躑躅（つづじ）・小松杯（こまつ）の植たる有り」として、種々の草花があしらわれている様子が知られる。そして、箱の寸法は「高サ一尺五六寸ばかり、横式尺ばかり」とある。巾が60糎程、高さが45〜48糎程であれば、中に入る台の大きさは巾57〜58糎、高さ40糎ほど。随分と大きな台乗りである。因みにこの大きさは、次に紹介する明治以降の「御台人形」の大きさとほぼ同様である。

2、明治宮廷の諸例

時が移り、御所も東京へ遷うつった明治宮廷に於いて、皇子女皇孫へ折々に賜わる人形のひとつが、この台乗りの様式となったのである。そして、宮中に於ける呼称も、天皇・皇后両陛下からの賜わりと言う意もあつてであろう、「御台人形」と称されるようになった。

イ、明宮と「御人形満」

「御人形満」

明宮が戴かれた御台人形に記された「御人形満」ということ、このことを少し考えてみたい。「雛満（ひいなみて）」という事であれば、和宮の史料にも『雛満記』（ひいなみてき）（宮内庁書陵部蔵）というものがあって、実際の様子が理解されるのだが、「御人形満」とは初耳である。「明治十八歳三月」—明治十二年の降誕から、此の年には数え七歳に成り、学齡に達する歳となる。

「雛満」と「人形満」

江戸時代までの御所にあつては十三歳までは男女の性による隔ては無く、「童」として同様の扱いであつた。着衣に見れば、男児女児共に赤地総繡のお召しを着用。五、六歳で着袴儀の後は男女共に袴を着用。

十六歳の六月に袖留の儀を挙げるまでは共に振袖。十三歳の雛満を迎えるまでは、毎年雛を賜るのが江戸時代中期以来の佳例であつた。『嘉永年中行事』（勢多章甫編著、明治二年刊）には「三月朔日、雛人形」の事として、「幼年の宮方へひみな参る。十三歳迄の事なり。」として、男・女児共のよ

うに記されている。

そこで、「御台人形」に記された明治十八年三月前後のことを調べてみると、その背景が見えて来る。

親王教育の事

『明治天皇紀』（宮内庁書陵部編修課編、昭和四三年、吉川弘文館）明治十八年三月十日条に、

是より先、天皇深く嘉仁親王の教養に關し、軫念を勞せらるゝ所あり。（かぐねん）客年八月二十九日、侍従長徳大寺實則に内旨を授けたまひ、正二位嵯峨實愛をして明宮御用掛たらしめんとす。（よしひと）（中略）是の日遂に實愛を明宮御用掛と為し、隔日に出仕し、諸事明宮御養育主任侯爵中山忠能と相議りて養育の事に當らしむ。（あだ）

とある。明治天皇は、将来天皇となる明宮の養育に心を砕かれて嵯峨實愛を御養育掛に任命され、更に、同月二十八日条に、

嘉仁親王御稽古を始む。是れより先明治十六年七月、（中略）皇族保育教養の方法を立つべきを陳じ、同年九月實美及び左大臣熾仁親王連署して、明宮既に満四歳に達したるを以て、禁中に幼稚園を設け、近傍に御殿及び保傅の邸宅を造り、其の園に於て德智體三育の端を開き、廣く事物に接し、耳目を聡明にし、以て文武の學藝に進むべきことを上奏し、禁中幼稚園設置

の要件を具申す。(中略)、

是の年、親王既に七歳に達す。修学(しゆがく)の事愈々忽(いよいよ)にすべからず、仍りて二月、侍講元田永孚に命じて學則並びに日課表を編せしむ。其の要旨は、親王教育の法徳性を自然に涵養(かんよう)し、知識を漸次(ぜんじ)に發揚するを以て要旨とし、(中略)、

是の月新殿に徒るに及び、(二月)二十四日明宮出仕の女官及び祇候(ぎこう)等を識めて、御前に於て進退舉止に意し、言語を慎み、徳性を害することなからしむ。是の日新殿に於て始めて御稽古あり。勘解由小路資生を召して日課を受け、三十一日又堤松子を召して唱歌を學習す。是れより(近衛)忠熙・(高辻)修長・資生・松子等 交々に候して日課を上る。

親王御學問所にあるや洋服を召して椅子に侍り、學友と俱(とも)に學び、女子の供奉するを禁じ、以て動作活潑ならんことを力む。

天皇、親王の學科に就きて叡慮あらせられ、嘗て永孚に唱歌のことを告げて曰く、明宮唱歌に雀・鳥等普通尋常の歌詞を用ふるは不可なり。御用掛西村茂樹・同高崎正風等と議り、古長歌等の中に採り、別に恰好の歌詞を製作し、松子をして作曲せしむべしと。

又新殿の常居の間、供進所に近きを以て親王の行儀等

のため宜しからずとし、旨を永孚に授けて改むる所あらしむ。

等々と記されている。明宮七歳を迎えられ、明治天皇の思召(しめ)しを以て親王教育がいよいよ本格化したことを伝えている。日本国の帝王たるに相應(ふさわ)しい御方となるための教育が始まったのである。

そしてこの『明治天皇紀』によっても、細かなことに至るまで叡慮を尽くされていることが識られるのである。更に、女子の供奉(ぐふ)することを禁じられるなど、かくまで親王の御教育に御心を砕かれたのであった。

口、時代の要請と宮廷の実情

この明宮の時に至って、何故七歳をもって「人形満」になったのであろうか。因みに、此の明治十八年時、宮中に皇胤(こういん)を伝える皇子女は明宮ただ一人でいらした。既に皇子女六方の早逝(そうせい)をやむなくされていたのである。唯一の皇子の、健やかに弥増(いやまし)しに強健にとの御意切なるものがあられたことであろう。

皇子、皇女でいらしても、京の御所でゆつたりと過(すご)してこられた時代とはもう違う。十三歳まで悠々と、子供世界のままにいられる時代では無くなった。七歳という年齢に達せられるを契機(けいき)として、降誕(げんたん)以来催されてきた毎年三

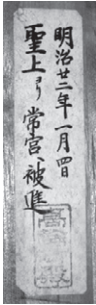
月の「ひいな事」を、七歳で早々に終了ということにされたのであろう。ましてや男子、これは「雛事」だけでなく人形全てを含めて一子供の遊びごとを止めるという意味に於いて、「人形満」と成されたのではないだろうか。

ハ、皇女方への賜り

③の容箱の蓋前面には何の表記もなく、右上隅に「上」と記された小さなシールが貼られているのみ。箱の中左側に「明治廿二年」^{云々}墨書貼紙があり、その下部に「高輪御殿」の朱印。高輪御殿は明治二十四年に造営され、この第六皇女常宮昌子内親王と第七皇女周宮房子内親王（明治廿三



明治廿二年一月四日
聖上ヨリ常宮へ被進
高輪御殿



↑「箱内側貼札墨書」



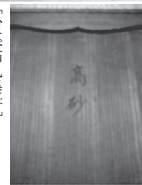
↑「蓋前墨書」

③「鶏合」一居「明治廿二年一月四日／聖上ヨリ被進」長印＊お年玉^{（おとしごみ）}竹田宮旧蔵、常宮（昌子内親王、明治廿一年九月三十日誕）拝領、根津美術館蔵

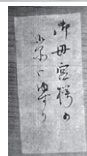
④「高砂」一居「明治二十五年三月三日／皇后宮ヨリ被進」徳印 朝香宮旧蔵
＊御初節句之節、明治天皇第八皇女富美宮允子内親王^{（おとしごみ）}拝領、熱田神宮蔵



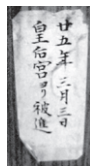
↑「箱蓋前墨書」



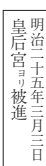
高砂



御母宮様の
御品御ゆすり



↑「箱内側貼札墨書」



明治二十五年三月三日
皇后宮ヨリ被進



徳印
第四



↑「台後側貼札墨書」

年一月廿八日誕）が此所で御養育されたのである。

一月四日という日付からして、おそらく新年の

「お年玉」としての賜りであろう。尚この御台人形、内親王へ下された物としては最も初期のものである。

④この人形を容れる箱の蓋裏の貼紙に「明治二十五年三月三日／皇后宮ヨリ被進」と墨書が有る。また、別的小さな貼紙に記された「徳印」とは、明治天皇第八皇女富美宮^{（おとしごみ）}允子内親王（明治二十四年八月七日誕）の御初節供に際して、皇后陛下より進められたものである。

尚また、台の裏には「御母宮様の御品御ゆずり」とある。お子様の何方かが戴かれたのであろう。斯様にして賜りのお人形は所縁の方に、大事に大事に伝えられたのである。

二、皇孫殿下への賜り

明治四十年代になると、降嫁された内親王方に次々と皇孫が誕生され、御初参内・お年玉・御節句・御誕辰など折々に賜われることと成った。それらの何点かを紹介致し、そのお気持ちを拝察申したい。

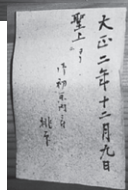
⑤ 「鶴亀」一居、大正二年十二月九日、聖上^{より}北白川宮佐和子女王、御初参内^{ニ付}拝領、吉徳資料室蔵



〔箱蓋内側貼札朱書〕
桃印
〔蓋前面墨書〕
京人形
鶴亀人形

〔台裏貼札墨書〕

大正二年十二月九日
聖上^{より}
御初参内^付 桃印



⑤は、北白川宮佐和子女王が御初参内に戴かれたものの箱の蓋前面中央に、「京人形／鶴亀人形」と墨書があり、右上に「桃印」の朱書貼紙。台の後に「聖上より」と記された小さな貼紙。「聖上」は大正天皇。

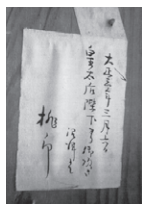
「鶴亀人形」名の通り、鶴と亀の天冠を着けた童子人形二体が老松に紅白梅竹の華麗な作り物の前に立つ様を表した。もの。童子の着衣は「鶴」には梅に飛鶴、「亀」には竹に亀の模様が刺繍で表され、即位されて間もない聖上からの賜りに相応しく華やかに美しい。

⑥ 「狛兎二松竹梅」一居、北白川宮佐和子女王、皇太后陛下^{ニ付}拝領、東園家旧蔵、明治神宮蔵



〔箱内側貼札墨書〕

〔箱蓋前面〕
〔箱蓋内側貼札朱書〕
桃印
〔蓋前面墨書〕
京人形
狛兎二松竹梅



大正三年三月六日
皇太后陛下^{より}御頂き
沼津にて 桃印

⑥は、昭憲皇太后より大正三年三月六日、沼津御用邸で頂かれたもの。この翌月四月十一日には大切なるので、皇太后からは最後の賜りの御台人形となる。通常の二尺幅に對して、異例の半分（二尺二、三寸）ほどの幅である。衣裳の腹掛けやでんちも赤縮緬地のままで、刺繍も全くない。明治という時代の終焉を想わせる様な、深々としたものを感じてならない。

むすびに

「明宮様（後の大正天皇）人形満」の関連遺品を通して、明治宮廷奥向の時代背景と親王教育ということを少し考えてみた。また、その後に連なるいくつかの人形を通して、「モノ」に託しての「御意」ということも考えてみた。

江戸時代、皇族や公家の子女が初めて参内したときに戴く衣裳着の人形を、近代以降の人形研究者は「初参人形」と称した。それは、童まげ姿の男児人形、もしくは稚児輪まげ姿の女児人形であったり、何れにしても一体のみを戴くものであった。これを、明治以降の宮廷では男女児一対のものとして、それも良質の衣裳を着せて、皇子女若しくは皇孫までの限定した範囲の方だけに賜るといふ、非常に特殊化したモノとしたのである。それは、単なる下されものではなく、「ただ／＼平安に無事に育ってくれ」という

熱き御意のこもった「モノー人形」なのである。それ故、それを戴いた方はより鄭重に扱い、重く受け留め、「此御人形様、上之段二かざり候事」として扱ったのである。御子様から御孫様へと大事に大事に伝えられたのである。それが、戦後の世の中の一変でやむを得ず手放されたりして、民間に少しづつ流出し、平成に至って漸う我々の目にすることが出来ることと成って来たのである。

今、こうして御由緒順に並べて拝するとき、そこに通底する「御意」の深さを想い、感ぜずには居られない。「人形」に託された「ただひたすらなる想い」である。

附記 本攷一、「初参人形」の系譜の導入部、及び二、「御台人形」の系譜／＼2の口、「時代の要請と宮廷の実情」までは、「日本人形玩具学会誌」第一六号（二〇〇五年三月発行）に発表の、「明治宮廷の人形と雛攷―遺品と記録からその意義を考える―」より一部を抄出、編成を換えて引載したものである。これ以外は全て本攷初発表である。

（國學院大學神道文化学部兼任講師）